

ふじみ野市行政評価外部評価委員会運営方針

平成23年9月

ふじみ野市

1 ふじみ野市行政評価の概要

(1) 行政評価の経緯

平成20年度からスタートした総合振興計画では、大綱1『スリムで効率的な協働のまちづくり（行財政運営の分野）』において、新たな手法を取り入れた行財政運営実現のための施策の方向性として、「事務事業評価制度を導入し、その結果を市民に公表するとともに、毎年の予算編成に反映」することにより成果重視の行財政運営を行うこととしている。

また、行財政改革大綱の主要施策『（1）市民ニーズに柔軟に対応する事務事業などの見直し』においては、事務事業の必要性・有効性を検証するシステムとして「事務事業評価制度」を導入し、その結果を市民に公表するとともに、その内部評価に加え、市民参画による外部（第三者）評価をする仕組みについても考案することを掲げている。併せて、その結果を活用する手法として、事務事業評価制度により、時代の要請に合致しなくなった事業、所期の事業目的を達成し効果の薄れた事業などについて廃止・縮小を図ることとしており、この仕組みの確立について、集中改革プランで「平成21年度から本格実施」することと位置づけていた。

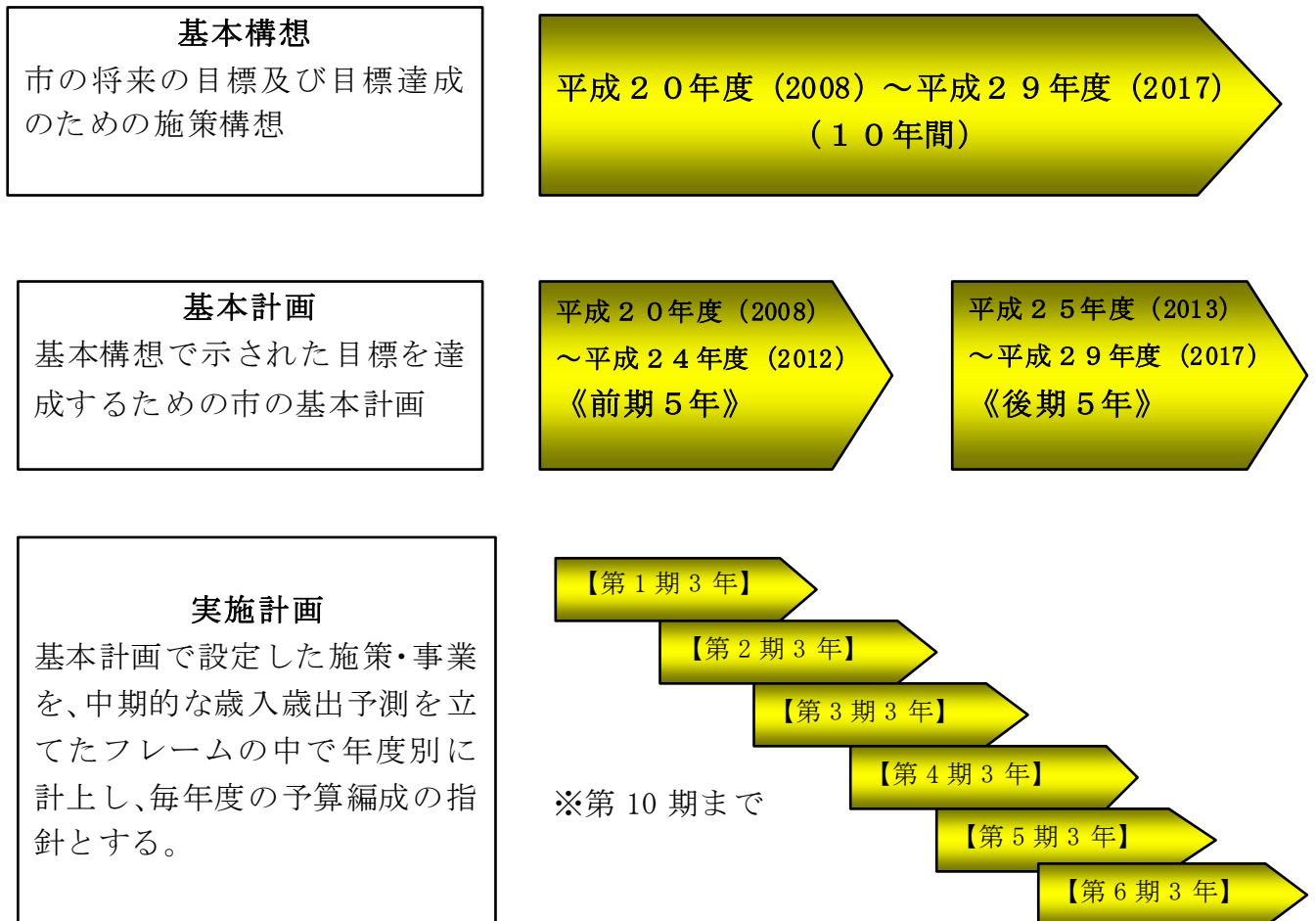
これらのことから、効率的で質の高い行政の実現、成果重視の行政の推進、市民に対する説明責任の履行を目的とし、平成21年度から事務事業評価を実施したが、導入した初年度は対象とした事務事業の捉え方（大括りで捉えるのか、細かく分けるのか）について、全庁的に均衡が図られておらず、評価結果の公表にまでは至っていない。続く、平成22年度には前年度の反省から、全庁的な事務事業の洗い出し作業を行い、1,000を越える対象事業について、基本的なレベルの統一を図った結果、419の事務事業について評価を実施しその結果をホームページ等で公表している。そして、事務事業評価制度の本格実施後3年目を迎える平成23年度には、施策評価の新規導入及び行政評価と予算システムとの連動を目的とし、行政評価制度のOA化を図るべくシステムを導入するに至った。同時に評価を必要とする事務事業について精査を行った結果、全628事務事業中、評価を要する事業数349事業、評価を要しない事務数279事務という区分の評価結果をホームページ等で公表している。

(2) ふじみ野市行政評価の構成

○総合振興計画と行政評価制度

ふじみ野市総合振興計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間のまちづくり計画であり、基本構想の中で本市の将来像を実現する政策を定め、基本計画で各施策の将来目標と、達成するための手段を明らかにし、実施計画において具体的に実施する事業を位置づける構成となっている。

実施計画は、3か年の計画で、財政状況を視野に入れながら毎年度見直しを図るローリング方式をとり、単年度ごとに編成される予算と連動させることで計画の実現性をより高めている。

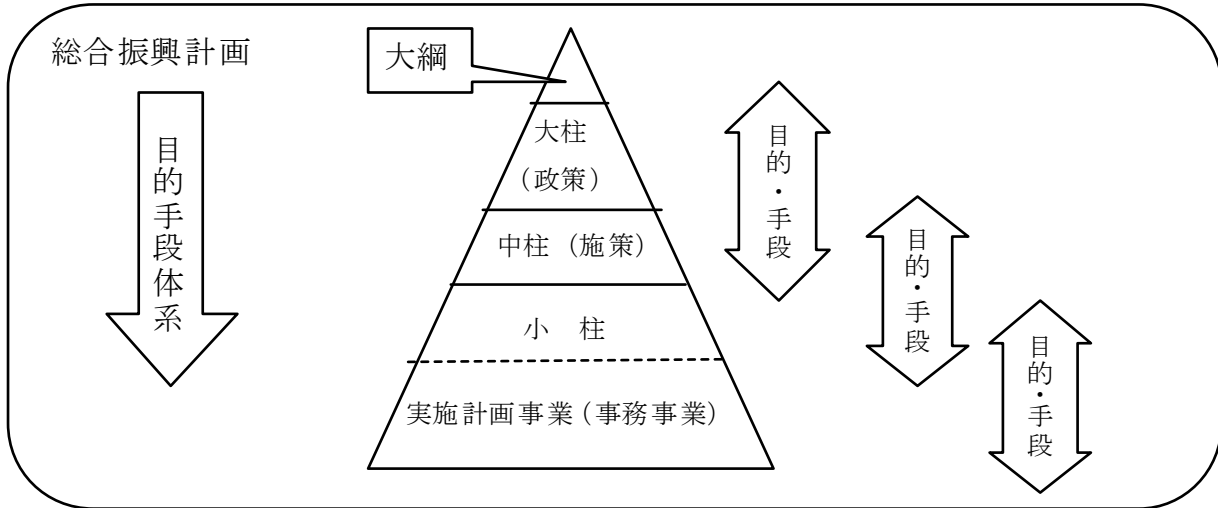


一方、行政評価は、「行政サービスの目標を計画設定、実施、その評価に基づいて改善案を見出し、翌年の目標に反映させる」というマネジメントサイクルを確立し、「市民にとってどうなれば良い状態になるか」という視点で、その達成状況から事務事業効果を測定し、より効率的で効果的な行政運営を実現するためのツールである。

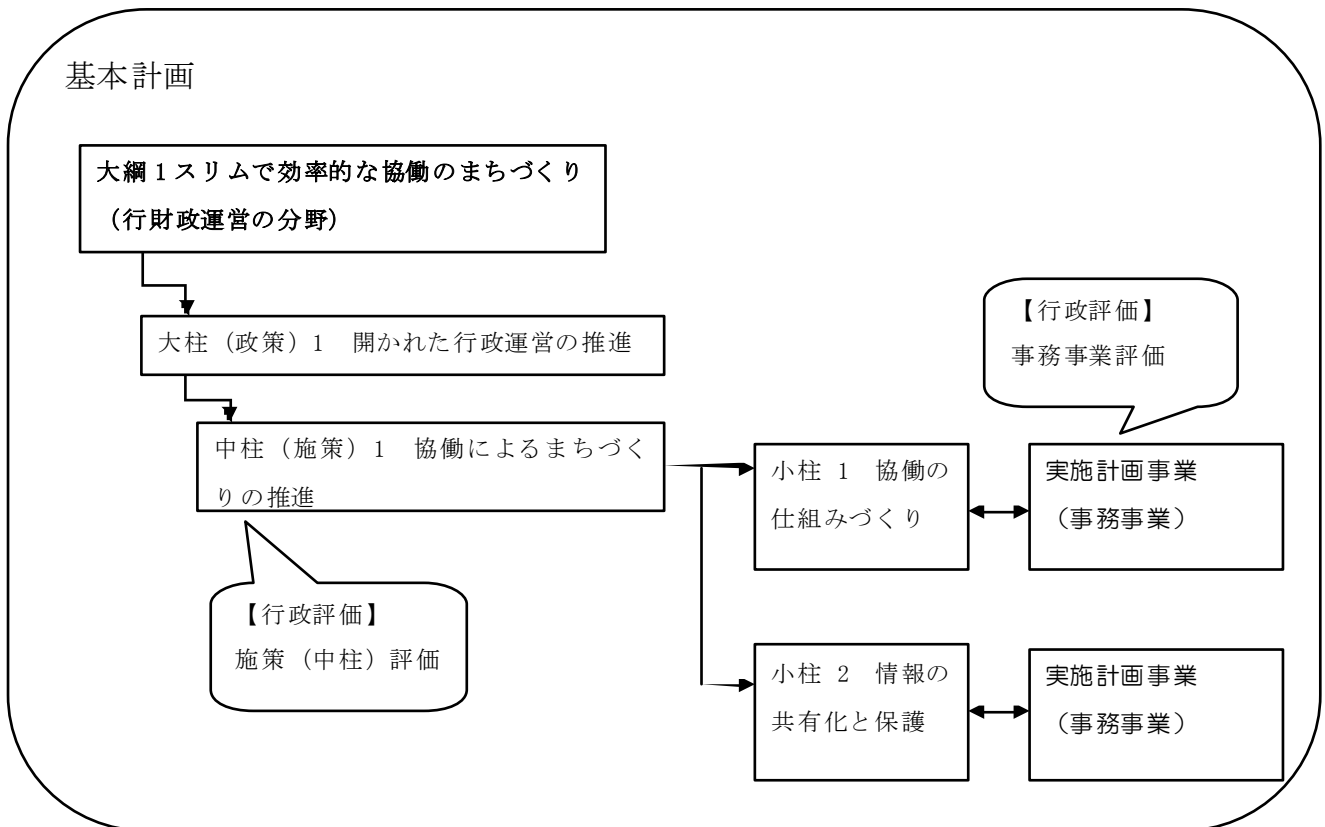
ふじみ野市前期基本計画では67施策を設定しており、施策体系から行政評価を実施するにあたり、内部評価に加え外部評価を組み込み、評価の信頼性・客観性・透明性を高めるとともに、市民に分かり易い、市民との協働を推進する行政にしていく必要がある。

ふじみ野市の総合振興計画と行政評価の体系

本市の行政評価は、総合振興計画における基本計画の体系に基づき、「大柱—中柱—実施計画事業」を「政策—施策—事務事業」と対応させて、施策（中柱）評価及び事務事業評価を実施している。



- ◎大柱（政策）・・・大局的な見地から目指すべき方向や目的を示すもの
- ◎中柱（施策）・・・政策目的を達成するための具体的な方策
- ◎実施計画事業（事務事業）・・・施策目的を達成するための具体的な手段



2 外部評価の基本方針

(1) 行政評価の今後の展望

行政活動の目的は、住民福祉及び住民満足度の向上にあり、評価はそのための有効なツールであるとともに、行政活動の費用対効果を明らかにするためには、戦略性を取り入れた施策レベルの評価と住民起点の評価の実施が不可欠である。

そのためには、住民を起点とした成果重視の評価に向けさらに前向きに取り組むべきである。

自治体間競争の時代と言われる昨今において、いかに、最小のコストで最大の効果を上げることができるか、今、まさに地方自治体の力が試されている。そうした状況下において、評価の必要性はますます高まっていくことが予測されることから、行政評価を行政外の力を活かせるシステムに進化させていく必要がある。

(2) 基本方針

- ① 選択と集中による戦略的な評価
- ② 外部の視点による透明性・客観性に基づく評価
- ③ 行政評価システムの監視と適正な運営に関する助言

(3) 外部評価の目的

市が実施する行政評価において、市民等外部の視点を導入することにより評価の客観性及び信頼性の確保、並びに効率的で質の高い行政を推進することを目的とする。

(4) 外部評価の対象

外部評価の対象は、事務事業レベルでは内容が細かすぎるため施策レベルとし、施策を構成する事務事業評価シートを資料として検証しながら施策評価シートを評価対象とする。対象施策の選定については、全施策について各主幹部間のバランスを考慮しながら選定するものとする。

(5) 外部評価委員会の役割

外部評価委員会は、市が委嘱した委員により委員を2部会に分け毎年度委員会(部会)を開催するものとする。評価にあたっては、施策の評価者である担当部長等の出席を求め、施策評価シートを基に説明、質疑・応答を行った上で、各委員が市民等外部の視点で自由に意見交換し評価をする。最終的に、部会ごとに評価・意見を集約し評価結果を取りまとめる。

(6) 外部評価の視点

- ① 調書のわかりやすさ
- ② 残されている課題に対する認識の妥当性
- ③ 総合評価の妥当性
- ④ 今後の取り組み方向の妥当性

(7) 評価の決定

- ① 評価の視点にはそれぞれ3点を配分し、委員は視点ごとに3点満点で評価する。

(3点：妥当性あり、2点：おおむね妥当性あり、1点：妥当性に欠ける点がある、0点：妥当性なし)

② 合計点数により、下記の区分から選択する。

(4つの評価の視点×3点×委員5人=60点満点)

施策評価結果	合計点数
① 適切な評価が行われている	46点～60点
② おおむね適正な評価が行われている	31点～45点
③ 一部適正な評価がおこなわれていない	16点～30点
④ 適正な評価が行われていない	0点～15点

③ 上記点数評価のほか、定性的評価（意見）を取り入れる。

(8) 外部評価結果の取りまとめ

事務局は、各委員の評価及び意見を取りまとめ報告書を作成する。

(9) 外部評価委員会会議出席者

① 施策主幹部長

② 事務事業担当課長

③ 事務事業担当者

(10) 部会の流れ

項目	所要時間	具体的な内容
ヒアリング	40分	・ 施策主幹部長から、質問票に対する回答について説明。(10分) ・ 委員から施策又は事務事業に関する質問。(30分)
採点	10分	・ 委員は各自採点しコメントを記入する。
委員採点結果発表	5分	・ 委員は採点結果とコメントを発表する。

※1 施策につき55分で評価する。

(1.1) 会議の公開について

会議はすべて公開して開催するものとする。